

社会福祉法人さくら草  
平成 30 年度事業報告

**社会福祉法人さくら草**  
**平成 30 年度事業報告**

1. はじめに

厚労省は報酬改定の見直しで、就労系事業所に続き、生活介護事業の支援の質に焦点を当て検討を進めている。当法人としても経営会議を毎月行い、人材育成及び支援の質の向上に向け一体となって取り組んでいる。

当年度は、人材確保に苦労した年度であり、ホームページの更新等人材確保に向けた取り組みに努めている。この状況の中で新たに開設した少人数のグループホームは、人材を得て運営を軌道に乗せることができた。

変動する福祉情勢に適合する法人運営に努め、利用者ニーズに応えてきた。

◎ 法人重点課題

- ・経営会議を毎月開催し、事業所間連携を深め、法人内課題を共有し検討してきた。  
人材育成委員会主催により法人内職員研修・リーダー研修を実施した。  
新規事業を検討し、新施設開設を方向づけた。
- ・給与体系の統合に向けて取り組み、法人として一体運営の素地を整えた。

◎ 各事業所の状況と取組み

- ・「デイセンターさくら草」「デイセンターアトム」「デイセンターいぶき」(生活介護)  
人材確保に苦労し職員配置を2対1にせざるを得なかった。家族の高齢化によって入所施設に移る利用者が出てきた。
- ・「キッズさくら草」(放課後等デイサービス 重度心身障がい者対象)  
要医療的ケア者を主に支援するふたば班と連携し、看護師並びに理学療法士も加わり重度化する利用者に機能訓練等専門的な支援ができた。併せて運営の安定化が図れた。
- ・「サポートさくら草」「サポートゆず」「アシストさくら草」(居宅介護・移動支援等)  
職員、ヘルパーの人材確保は継続する課題である。利用者支援に向け、職員及びヘルパーの育成に努めてきた。また勤怠管理、業務依頼するシステムの導入を図り、業務の効率化併せて給与体系の統一に向けた取り組みを行った。
- ・共同生活援助(グループホーム)  
新設した「クローバーハウス」の職員体制が後期に整い、入居者も仲良く暮らし始めた。  
次年度から1週間を通しての泊りが可能になった。  
「てんハウスぐりん」は、若いスタッフの成長と共に運営の基盤は固まってきた。しかし人材確保は継続課題である。
- ・「南区障害者生活支援センターあみへご」  
増加する相談件数、一般相談と計画相談の二極化、複合的なニーズが増えるなか相談支援の質を保つように丁寧に取り組んだ。また、南区の相談支援体制の充実・強化への取り組みを行った。

法人の理念「どんなに重い障がいがあっても地域で自分らしく暮らせるように支援」する。今年度も事業所連携を深め法人の運営体制を強化してきた。

## 2. 部門一覧

### (1) 法人事務局

事業所名	法人事務局
所在地	埼玉県さいたま市南区大字太田窪字前 3501 番 2
電話番号	048-813-7426
FAX番号	048-886-6301
職員数	法人事務局管理規程に定める

### (2) デイセンターさくら草

事業所名	デイセンターさくら草
所在地	埼玉県さいたま市南区大字太田窪字前 3501 番 2
電話番号	048-813-7426
FAX番号	048-886-6301
事業名	生活介護
職員数	デイセンターさくら草管理規程に定める
事業所名	キッズさくら草
所在地	埼玉県さいたま市南区大字太田窪字前 3501 番 2
電話番号	048-813-7426
FAX番号	048-886-6301
事業名	放課後等デイサービス（多機能型）
職員数	キッズさくら草管理規程に定める

### (3) デイセンターアトム

事業所名	アトム(主たる事業所)
所在地	さいたま市南区大字太田窪字前 3505 番 8
電話番号	048-811-2525
FAX番号	048-883-3456
事業名	生活介護
職員数	デイセンターアトム管理規程に定める
事業所名	コスモス(従たる事業所)
電話番号	048-883-7795
FAX番号	048-883-7797
事業名	生活介護
職員数	デイセンターアトム草管理規程に定める

### (4) デイセンターいぶき

事業所名	デイセンターいぶき
所在地	埼玉県川口市大字東本郷 1259 番 3

電話番号	048-497-2317
FAX番号	048-497-2219
事業名	生活介護
職員数	デイセンターいぶき管理規程に定める

(5) サポートさくら草

事業所名	サポートさくら草
所在地	埼玉県さいたま市浦和区本太3丁目32番16号 No.1グリーンハウス
電話番号	048-885-9155
FAX番号	048-885-9155
事業名	障害福祉サービス事業、移動支援事業、さいたま市 障害児(者)生活サポート事業、福祉有償運送事業
職員数	サポートさくら草管理規程に定める

(6) サポートゆず

事業所名	サポートゆず
所在地	埼玉県さいたま市緑区東浦和一丁目8番地12 サンコート東浦和1階
電話番号	048-875-3536
FAX番号	048-875-3536
事業名	障害福祉サービス事業、移動支援事業、さいたま市 障害児(者)生活サポート事業、福祉有償運送事業
職員数	サポートゆず管理規程に定める

(7) アシストさくら草

事業所名	アシストさくら草
所在地	埼玉県さいたま市南区大字太田窪字前3501番2
電話番号	048-813-7426
FAX番号	048-886-6301
事業名	障害福祉サービス事業、移動支援事業、さいたま市 障害児(者)生活サポート事業、福祉有償運送事業
職員数	アシストさくら草管理規程に定める

(8) 障がい者生活支援センターあみ～ご

事業所名	南区障害者生活支援センターあみ～ご
所在地	埼玉県さいたま市南区白幡5丁目11番16号
電話番号	048-866-5098
FAX番号	048-866-5128

事業名	相談支援事業（南区障害者生活支援センター）
職員数	障がい者生活支援センターあみ～ご管理規程に定める

(9) さくら草グループホーム

住居名	てんハウスぐりん
所在地	埼玉県さいたま市浦和区本太3丁目17番12号
電話番号	048-615-0480
FAX番号	048-884-5277
事業名	共同生活援助事業
職員数	さくら草グループホーム管理規程に定める
事業所名	てんハウスぐりん
所在地	埼玉県さいたま市浦和区本太3丁目17番12号
電話番号	048-615-0480
FAX番号	048-884-5277
事業名	短期入所事業
職員数	てんハウスぐりん管理規程に定める
住居名	クローバーハウス
所在地	埼玉県さいたま市南区内谷5丁目3番11号
電話番号	048-861-3299
FAX番号	048-862-0076
事業名	共同生活援助事業
職員数	さくら草グループホーム管理規程に定める

社会福祉法人さくら草

**法人事務局**

**平成 30 年度事業報告**

(1) 運営方針

法人事務局は、法人の業務を決定する理事会及び評議員会の運営と、その決定に基づく各種計画の策定、人事・財務等の管理事務を効率的かつ適切に処理するとともに、監事の行う監査事務を円滑に処理してきた。

各事業が円滑に運営されるよう事業所内及び事業所間の連携体制の充実に努めた。

運営方針の共有に努め、運営の健全性を保ち、運営基盤づくりに努めた。

法人の理念である「どんな重い障害があっても地域で自分らしく暮らせるよう」総合的な福祉サービスの整備に努めた

(2) 運営の具体策

ア 理事会及び評議員会

(ア) 法人の事業計画、予算及び経営方針の決定等を行うため、理事会及び評議員会を開催した。

理事会 平成 30 年 5 月 26 日

議案第 1 号 平成 29 年度事業報告について

議案第 2 号 平成 29 年度決算案について

議案第 3 号 評議員会招集について

理事会（書面議決）平成 30 年 6 月 13 日

議案第 1 号 アシストさくら草送迎車両購入について

評議員会 平成 30 年 6 月 16 日

議案第 1 号 平成 29 年度決算について

理事会（書面議決）平成 30 年 10 月 11 日

議案第 1 号 経理規程変更について

理事会 平成 30 年 11 月 3 日

議案第 1 号 デイセンターさくら草送迎車両購入（日本財団助成対象）について

議案第 2 号 平成 30 年度第 1 次補正予算（案）について

議案第 3 号 定款変更（案）について

議案第 4 号 役員等報酬支給に伴う諸規程の変更について

議案第 5 号 評議員会招集について

評議員会 平成 30 年 11 月 17 日

議案第 1 号 平成 30 年度第 1 次補正予算について

議案第 2 号 定款変更（案）について

議案第 3 号 役員等報酬支給に伴う諸規程の変更について

理事会 平成 31 年 1 月 26 日

議案第 1 号 紹与体系変更に伴う就業規則及び給与規定変更について

評議員会（書面議決） 平成 31 年 1 月 12 日

議案第 1 号 定款変更について

理事会 平成 31 年 3 月 9 日

議案第 1 号 平成 30 年度第 2 次補正予算（案）について

議案第 2 号 自動車保険契約締結について

議案第 3 号 普通傷害保険険契約締結について

議案第 4 号 デイセンターさくら草・デイセンターアトム給食調理業務委託  
契約締結について

議案第 5 号 てんハウスぐりん給食調理業務委託契約更新について

議案第 6 号 アシストさくら草営業時間変更に伴う諸規定変更について

議案第 7 号 サポートさくら草・サポートゆず営業日変更に伴う諸規定変更  
について

議案第 8 号 公印管理者変更に伴う公印取扱規程変更について

議案第 9 号 アシストさくら草諸手当変更等に伴う諸規程変更について

議案第 10 号 役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程変更案について

議案第 11 号 平成 31 年度事業計画案について

議案第 12 号 平成 31 年度当初予算案について

議案第 13 号 評議員会招集について

評議員会 平成 30 年 3 月 23 日

議案第 1 号 平成 30 年度第 2 次補正予算について

議案第 2 号 役員等の報酬並びに費用弁償に関する規程変更案について

議案第 3 号 平成 31 年度事業計画について

議案第 4 号 平成 31 年度当初予算について

(イ) 業務の執行状況及び会計処理の適正を期するため、監事監査を実施した。

平成 30 年 5 月 18 日 監事監査

(ウ) 社会福祉法人指導監査及び調査。

平成 30 年 10 月 23 日 法人本部

平成 30 年 11 月 平成 30 年度障害者生活支援センター調査実施(調査票にて)

南区障害者生活支援センターあみ～ご

イ 本年度事業の取り組み

(ア) 人材確保、育成に努めた。

職員の資質向上に努め、障害福祉サービス事業の発展・充実に努めた。

法人全体研修を実施した。

「基礎研修」平成 30 年 12 月 6 日 参加者数 39 名

「新任研修」平成 30 年 12 月 17 日 参加者数 9 名

「リーダー研修」 平成 31 年 2 月 20 日 参加者数 22 名

(イ) 防災対策に努めた。

各事業所避難訓練、備蓄等

(ウ) 見直された障害福祉サービス等報酬改定への適合化を検討した。

支援の充実及び運営の安定化のために人材確保、専門職の雇用、資格取得に努

めた。

(エ) 新規事業を検討してきた。

新規事業検討委員会を中心に取り組み、新施設開設を方向づけた。

(オ) 地域公益的取組について取り組んできた。

**社会福祉法人さくら草  
デイセンターさくら草  
平成 30 年度事業報告**

**1. 事業の概要**

事業の種類	生活介護 多機能型事業所（生活介護、放課後等デイサービス）
事業所名称	デイセンターさくら草・キッズさくら草
定員	生活介護 40 名（現員 ふたば班 21 名・あんくじ班 25 名） 放課後等デイサービス 5 名（現員 13 名）

**2. 事業方針**

(生活介護)

- (1) 生活介護事業として重度障がい者を対象に、日中活動を中心に地域生活を支援した。障害者総合支援法のもと、利用者ニーズに対応した支援計画に基づき、健康への配慮、軽作業や生きがい活動等きめ細かな支援を行うとともに、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。
- (2) 研修等により職員の資質向上に努めました。

(放課後等デイサービス)

児童福祉法に基づき重症心身障害児を対象に、放課後等に生活能力の向上の為に必要な訓練、社会との交流の促進、その他必要な支援を、家族・関係機関と連携し、適切な療育提供に努めた。

**3. 事業目標**

- (1) 地域において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方を対象に、食事・排泄等の介護や日常生活上の支援を提供し、併せて軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供した。これらを通じて、身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指した。
- (2) 医療的ケアを要する利用者への支援体制を整えるため、介護職員による痰の吸引等の研修(不特定・特定)を受講させより安全な日常生活の充実に努めた。
- (3) 自傷他傷等行動障害をもつ利用者に対して、関係機関や臨床心理士等の専門家、研修の受講、本人家族を交えたケース検討等を行い支援の充実に努めた。
- (4) ヒヤリハット報告を職員間で共有するなど危機管理に務め、怪我・事故を未然に防いだ。

**4. 事業内容 \*別紙1参照**

(1) 活動方針

(生活介護)

利用者1人ひとりの意思及び人格を尊重し、個々の地域生活ニーズを考慮した個別支援計画のもと、充実した日中活動を支援した。

重度の知的障がい者、心身障がい者に、安全な環境と障がいの軽減を図る質の高い支援

提供によって健康の維持と機能の向上に努め、生きがい活動や軽作業など日中活動への主体的な取り組みを支援した。

今年度、の利用者数は 46 人である。日中活動や仲間同士の交流等活動を充実できるよう取り組んだ。

「ふたば班」は、主に重度心身障がいのある利用者が、個々の健康、体力、身体機能を考慮しながら健康プログラムを行った。

「あんくじ班」では、アトリエ、資源回収などの作業を中心に行いながら、健康管理に留意し、仲間との生活から社会性を養い、地域との交流を深める活動を行った。

#### (放課後等デイサービス)

放課後等デイサービスは、場所が変わり職員の体制も大きく変わったので安定した支援が出来る様に努めると共に今後児童発達支援事業の併設も視野にいれて取り組んだ。

看護師の指導のもと医療的ケアや体調管理に配慮し、個々の状態に合わせ P T 等の訓練を行う機会を設けた。また、静的弛緩誘導法を中心に健康プログラムの機会を設けた。

また、音楽、創作、レクなど本人の楽しみとなる活動を通して仲間との交流に繋げた。併せて生活能力の向上、地域との交流を図った。

### (2) 支援内容

#### (生活介護)

##### ①健康管理と医療的ケアの充実並びに障害への配慮

- ・看護師による健康管理。健康状態の把握に努めた。  
利用者の家族・主治医・保健師との連携を密にとり、障がいの進行・疾病の予防に努めた。
- ・医療的ケアを看護師、職員が連携し適切に行った。
- ・健康診断（年 1 回）・歯科検診（往診や通院支援により各自）
- ・嘱託医相談・インフルエンザ予防接種（年 1 回）
- ・必要に応じて通院支援
- ・医療機関との連携
- ・静的弛緩誘導法を中心とした個々にあった健康プログラムを行い、生活に活かせる身体をつくった。毎月の静的弛緩誘導法訓練会に参加し、職員で共有し利用者支援を深めた。
- ・機能訓練に関しては医療機関と連携しながら理学療法士、看護師、職員を中心に本人の持っている機能を活かし、より充実した生活が送れる様に支援を進めた。

##### ②軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供

- ・各自の体調や作業内容等に合わせ軽作業に取り組んだ。
- ・作業種は、陶芸、紙すき、資源回収（空き缶、新聞紙、段ボール）、石鹼作業、創作、誕生日カード製作、広報誌封入等を行った。
- ・商品の開発、販売、営業にも力を入れた。
- ・創作活動や余暇活動によって自己表現の喜びを支援した。
- ・作業によって得た収益は、おたのしみ工賃（年 1 回）として支払った。

### ③日常生活上の支援他

- ・残存機能を引き出し、自立を促す支援に努めた。
- ・仲間意識を高め、協調性を大切にした生活を支援した。
- ・ウォーキング等をはじめ、利用者に沿ったプログラムを行った。

### ④文化的活動

- ・音楽療法。音楽療法士を中心に行う。 音楽を通して、楽しく自己表現し、社会性を養う取り組みを行った。
- ・音楽交流会。音楽ボランティアやピアニスト他の音楽家との音楽交流を行った。
- ・アロマセラピー。ボランティアが毎月各班を回りアロママッサージを行った。

### ⑤趣味の日

- ・利用者が楽しめる取り組みとして、お茶会、菓子づくり、茶、花、おしゃれ（マニキュア）アロマセラピーなどを行った。

### ⑥外出活動

- ・半日ツアー 利用者数名と昼食や買い物を行った。
- ・季節を味わう日課として近隣の散歩や班毎での遠出を楽しんだ。
- ・他事業所と連携をとり、利用者の社会参加活動を進め、自立生活への知識と経験を養う機会とした。

### (放課後等デイサービス)

#### ① 健康管理と医療的ケアの充実並びに障がいへの配慮

- ・看護師を中心とした健康管理。健康状態の把握に努めた。
- 利用者の家族・学校・主治医・保健師との連携を密にとり、障がいの進行・疾病の予防に努めた。
- ・医療的ケアを看護師、職員が連携し適切に行った。
- ・医療機関との連携
- ・嘱託医相談

#### ② 音楽活動や創作活動、レク活動の機会の提供

- ・創作活動や音楽活動によって自己表現の喜びを支援した。

#### ③ 日常生活上の支援他

- ・PT等の時間を設け、残存機能を引き出し、自立を促す支援に努めた。

#### ④ 外出活動

- ・近隣を散歩する事で、季節を楽しむ機会を設けた。
- ・地域の店へ買い物へ出かける事で社会参加活動を体験し、自立生活への意欲を高める機会とした。

### (3) 日課

#### (生活介護)

概ね下記の通りであるが、班毎、個別支援計画による日課となる。

通 所 9 : 3 0 ~ 1 0 : 0 0

午前活動 1 0 : 0 0 ~ 1 2 : 0 0

昼食・休憩 1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 3 0

午後活動 13：30～15：00  
降 所 15：00～15：30

(放課後等デイサービス)

<通 常>

学校迎え 放課後 14：45  
活 動 13：00～17：00  
自宅送り 17：00～18：00

<短縮時・休業日>

学校迎え・通所 (短縮日) 11：30～(休業日) 10：00～11：00  
午前活動  
昼 食 11：30～13：00  
午後活動 13：00～17：00  
自宅送り・迎え 17：00～18：00

※土、日、祝日は休業

#### (4) 各種サービス

①送迎サービス（共通）

移動が困難な利用者に対して、通所の利便を図るために行った。

②入浴サービス

自宅での入浴が困難な利用者に、必要性に応じて行った。

③昼食サービス

栄養・嗜好や嚥下障がい等に配慮された、こころのこもった手作りの食事提供に努めた。実施にあたり、給食会議で委託業者と、嗜好、食物形態、献立（アレルギーの有無）、食器等について話し合い、利用者にとって安全且つ健康に考慮された食事を提供した。

### 5. 運営管理

(1) 職員の員数 生活支援員 28人、看護師 4人

(2) 会議の開催

[会議の種類]	[開催数]	[内容]
① 管理者会議	月 1 回	事業所間の連絡、報告等の連携
② 職員会議	月 1 回	行事、班会議報告、個別支援等
③ 班会議（含ゆう職員）	月 1 回	個別支援、活動内容等
* ゆう職員打合せ	月 1 回	有期契約職員への行事、班会議 報告、個別支援等の伝達等
④ 班長・主任会議	隔月	事業計画、事業方針等
⑤ 給食会議	月 1 回	献立、食物形態等
⑥ 安全委員会	隔月	医療的ケアの安全を確認する
⑦ 各係会議	随時	
⑧ スタッフ会議	毎週初め	1週間の予定確認。情報の共有。

⑨ 経営会議 毎月 事業所間の連携、法人の発展を図る。

(3) 職員研修

(生活介護)

- ・職務を通しての指導、経験年数や役割に応じた新任、中堅、指導的職員研修への派遣を行った。
- ・専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣した。
- ・自己啓発研修への支援を行った。
- ・キャリアアップ確認表を活用し、職員のスキルアップをより図った。

(放課後等デイサービス)

(1) 職員の員数 児童発達支援管理責任者 1人、児童指導員 2人、機能訓練担当職員 1人、看護師 1人

(2) 職員会議の開催 (月 1回)

デイセンターさくら草職員会議、班長・主任会議、安全委員会等会議に参加し連携した。

(3) 職員研修

- ・専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣する。職員の意向も踏まえつつ、より計画的に研修への参加を促した。
- ・自己啓発研修への支援を行った。
- ・キャリアアップ確認表を活用し、職員のスキルアップを図った。

## 6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 家庭及びグループホームとの連携

(生活介護)

利用者ニーズの把握、事業所との相互理解、効果的な支援を行うため連絡帳による日々の連携、施設からの諸連絡、保護者会と連携した諸行事、保護者会の開催(毎月)、個別面談よって連携を図った。

(放課後等デイサービス)

利用者ニーズの把握、事業所や学校との相互理解、効果的な支援を行うため連絡帳や記録票による日々の連携を図った。

(2) 他の事業所と連携し、地域生活の充実を図った。

(3) 嘱託医 遊び医院

協力医院 埼玉協同病院

(4) ボランティア・実習生の受け入れ

- ・地域の方々を受け入れ、交流を深めた。
- ・大学生・専門学校学生を受け入れ、障がい者理解を進めた。
- ・ボランティアスクールの受け入れ、その他実習生を受け入れることによって、地域福祉事業所として社会貢献を行った。

## (5) 広報

- ・広く一般の方達に、デイセンターさくら草の活動を通して福祉理解を促す機会とした。
- ・年4回発行とした。

## 7. 安全管理

### (1) 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行った。

管理者の指揮のもと、消火、連絡、救助等担当を決め、非常災害訓練を年2回実施した。また、地域住民と話し合い連携した防災対策を講じた。

見直された防災マニュアルに沿って備蓄品を揃え災害時に備えた。

### (2) 緊急時等の対応

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じた。

### (3) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じた。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定
- ② 成年後見制度の利用支援

## 8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図るものとした。

## 9. 資金計画

別紙決算書のとおり

## 社会福祉法人さくら草

# デイセンターアトム 平成 30 年度事業報告

### 1. 事業の概要

事業の種類	生活介護事業所
事業所名称	デイセンターアトム
	(主たる事業所アトム、従たる事業所コスモス)
定員 35 名	37 名 (現員アトム 18 名 コスモス 19 名)

### 2. 事業方針

重度障がい者を対象に、日中活動を中心に地域生活を支援した。障害者総合支援法のもと、利用者ニーズに対応した支援計画に基づき、健康への配慮、軽作業や生きがい活動等きめ細かな支援を行うとともに、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。

### 3. 事業目標

- (1) 地域において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方を対象に、食事・排泄等の介護や日常生活上の支援を提供し、併せて軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供し、これらを通じて、身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指した。
- (2) 医療的ケアを要する利用者への支援体制を整えるため、介護職員による痰の吸引等の研修機会を設け、支援体制の強化を図った。
- (3) 自傷他傷等行動障害をもつ利用者に対して、関係機関や臨床心理士等の専門家、本人家族を交えたケース検討等を行い支援の充実に努めた。
- (4) ヒヤリハット報告を職員間で共有するなど危機管理に務め、怪我・事故が無いよう努めた。

### 4. 事業内容 \*別紙 1 参照

#### (1) 活動方針

今年度は、37名の利用者であった。

利用者1人ひとりの意思及び人格を尊重し、個々の地域生活ニーズを考慮した個別支援計画のもと、充実した日中活動を支援した。

重度の知的障がい者、心身障がい者に、安全な環境と障がいの軽減を図る質の高い支援提供によって健康の維持と機能の向上に努め、生きがい活動や軽作業など日中活動への主体的な取り組みを支援し、地域の中で充実した活動ができるよう努めた。

また、放課後等デイサービスは、今後児童発達支援事業の併設を念頭に取り組んだ。

主たる事業所のアトム班は、アトリエ、みんなの日による班のイベント企画運営、音楽活動などの活動を中心に行いながら、散歩、買い物などを通して地域に出掛けた。体調管理に留意し、理学療法(PT)による機能訓練(毎週火曜午後)も実施した。また仲間

との生活から社会性を養い、コスモス班と共にボランティアさん、実習生を受け入れ地域との交流を深める活動を行った。

従たる事業所のコスモス班は、主に重度心身障がいのある利用者に、個々の健康、体力、身体機能を考慮しながら、健康プログラムやP Tを行った。仲間、他班との連携、協調した生活や生きがい活動を行った。

## (2) 支援内容

### ① 健康管理と医療的ケアの充実並びに障害への配慮

- ・看護師による健康管理。健康状態の把握に努めた。  
利用者の家族・主治医・訪問看護との連携を密にとり、障害の進行・疾病の予防に努めた。
- ・医療的ケアを看護師、職員が連携し適切に行った。
- ・健康診断（年1回）
- ・嘱託医相談
- ・インフルエンザ予防接種（年1回）
- ・歯科検診（往診や通院支援により各自）
- ・必要に応じた通院支援
- ・医療機関との連携
- ・静的弛緩誘導法やP Tなど、個々にあった健康プログラムを行い、生活に活かせる身体づくりに努めた。毎月の静的弛緩誘導法訓練会に参加し、職員で共有し利用者支援を深めた。

### ② 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供

- ・各自の体調や作業内容等に合わせ軽作業に取り組んだ。
- ・作業種は、陶芸、資源回収（空き缶、新聞紙、段ボール）、石鹼作業、髪留め、ペットボトルリサイクル、創作、広報誌封入、送迎車の掃除等を行った。
- ・商品の開発、販売、営業活動を行なったが具体的には進まず、次年度への課題となつた。
- ・創作活動や余暇活動によって自己表現の喜びを支援した。創作活動の外への発信は模索中である。次年度も引き続き探していく。
- ・作業によって得た収益は、工賃として支払った。

### ③ 日常生活上の支援他

- ・残存機能を引き出し、自立を促す支援に努めた。
- ・仲間意識を高め、協調性を大切にした生活を支援した。
- ・ウォーキング等をはじめ、利用者に沿ったプログラムを行った。

### ④ 文化的活動

- ・音楽療法。音楽療法士を中心に、午前の部（アトム）、午後の部（さくら草）と分かれ行つた。音楽を通して、楽しく自己表現し、社会性を養う取り組みを行つた。
- ・アロマセラピー。ボランティアが毎月各班を回りアロママッサージを行つた。

### ⑤ 趣味の日

- ・利用者が楽しめる取り組みとして、お茶会、菓子づくり、おしゃれ、ボランティアさんによるアロマ、紙細工などを行つた。

⑥ 外出活動

- ・ デイセンターさくら草あんくじ班との毎月記念企画、集合写真を撮影した。
  - ・ 他事業所と連携をとり、利用者の社会参加活動を進め、自立生活への知識と経験を養う機会を設けた。
- ⑦ みんなの日：利用者主体を目的にし、日課を組む取り組みとして利用者会議を持ち、全員で1つのことを決めて頑張る日とした。

(3) 日課

概ね下記の通りであるが、班毎、個別支援計画による日課とした。

通 所	9 : 30 ~ 10 : 30
午前活動	10 : 30 ~ 12 : 30
昼食・休憩	12 : 30 ~ 13 : 30
午後活動	13 : 30 ~ 15 : 00
降 所	15 : 00 ~ 15 : 30

※土、日、祝日は休業

(4) 各種サービス

- ① 送迎サービス 移動が困難な利用者に対して、通所の利便を図るために行った。
- ② 入浴サービス 自宅での入浴が困難な利用者に、必要性に応じて行った。
- ③ 昼食サービス 栄養・嗜好や嚥下障がい等に配慮された心のこもった手作りの食事提供に努めた。実施にあたり、給食会議で委託業者と、嗜好、食物形態、献立、食器等について話し合い、利用者にとって安全且つ健康に考慮された食事を提供した。

## 5. 運営管理

(1) 職員の員数 生活支援員30人、看護師3人、理学療法士1人

(2) 会議の開催

[会議の種類]	[開催数]	[内容]
① 管理者会議	月1回	事業所間の連絡、報告等の連携
② 職員会議	月1回	行事、班会議報告、個別支援等
③ 班会議（含ゆう職員）	月1回	個別支援計画の周知、活動内容等 有期契約職員への行事、班会議参加 報告、個別支援等の伝達等
④ 班長・主任会議	隔月	事業計画、事業方針等
⑤ 給食会議	月1回	献立、食物形態等
⑥ 安全委員会	隔月	医療的ケアの安全を確認
⑦ 各係会議	随時	
⑧ スタッフ会議	毎週初め	1週間の予定確認。情報の共有
⑨ 経営会議	毎月	事業所間の連携、法人の発展を図る

(3) 職員研修

- ・職務を通しての指導、経験年数や役割に応じた新任、中堅、指導的職員研修への派遣を行った。
- ・専門職としての研修や業務上必要な研修に隨時派遣した。
- ・自己啓発研修への支援を行った。
- ・キャリアアップ確認表を活用し、職員のスキルアップを図った。

## 6. 地域生活及び関係機関との連携

### (1) 家庭及びグループホームとの連携

利用者ニーズの把握、事業所との相互理解、効果的な支援を行うため連絡帳による日々の連携、施設からの諸連絡、家族会と連携した諸行事、家族会の開催(凡そ隔月)、個別面談よって連携を図った。

### (2) 他の事業所と連携し、地域生活の充実を図った。

#### (3) 嘱託医　辻医院

協力医院　埼玉協同病院

### (4) ボランティア・実習生の受け入れ

- ・地域の方々を受け入れ、交流を深めようと努めた。
- ・大学生・専門学校学生を受け入れ、障がい者理解を学んでもらえるよう支援した。
- ・ボランティアスクールの受け入れ、その他実習生を受け入れることによって、地域福祉事業所として社会貢献を行った。

### (5) 広報

- ・広く一般の方達に、活動を広報することを通じ福祉理解を促す機会とした。
- ・年4回発行した。

## 7. 安全管理

### (1) 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行った。

管理者の指揮のもと、消火、連絡、救助等担当を決め、非常災害訓練を年2回実施した。また、地域住民と話し合い連携した防災対策を講じた。

見直された防災マニュアルに沿って備蓄品を揃え災害時に備えた。

### (2) 緊急時等の対応

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じている。

### (3) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じた。

- ① 虐待の防止に関する責任者を選定
- ② 成年後見制度の利用支援

## 8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実

に対応し、解決を図った。

#### 9. 資金計画

別紙決算書のとおり

## 社会福祉法人さくら草

# デイセンターいぶき 平成 30 年度事業報告

### 1. 事業の概要

事業の種類	生活介護事業所
事業所名称	デイセンターいぶき
定員 20名	現員 13名

### 2. 事業方針

- (1) 生活介護単独事業として重度障がい者を対象に、日中活動を中心に地域生活を支援した。障害者総合支援法のもと、利用者ニーズに対応した支援計画に基づき、健康への配慮、軽作業や生きがい活動等きめ細かな支援を行うとともに、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。
- (2) 研修等により職員の資質向上に努めた。

### 3. 事業目標

- (1) 地域において安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な方を対象に、食事・排泄等の介護や日常生活上の支援を提供し、併せて軽作業等の生産活動や創作活動の機会を提供した。これらを通じて、身体能力、日常生活能力の維持・向上を目指した。
- (2) 医療的ケアを要する利用者への支援体制を整えるため、介護職員による痰の吸引等の研修機会を設けた。
- (3) 自傷他傷等行動障害をもつ利用者に対して、関係機関や臨床心理士等の専門家、本人家族を交えたケース検討等を行い支援の充実に努めた。
- (4) ヒヤリハット報告を職員間で共有するなど危機管理に務め、怪我・事故が無いように努めた。

### 4. 事業内容 \*別紙1参照

#### (1) 活動方針

今年度は2名の利用者を新しく迎えたが年度途中で1名の方がお亡くなりになり、利用者13名での活動となった。事業所も2年目を終え、活動の流れができてきた1年だった。その中で、それぞれの利用者の意思及び人格を尊重し、個々の地域生活ニーズを考慮した個別支援計画のもと、充実した日中活動を支援した。

重度の知的障がい者、心身障がい者に、安全な環境と障がいの軽減を図る質の高い支援提供によって健康の維持と機能の向上に努め、生きがい活動や軽作業など日中活動への主体的な取り組みを支援し、地域の中で充実した活動ができるように努めた。

日中活動では、主に重度心身障がいのある利用者が、個々の健康、体力、身体機能を考慮しながら、健康プログラムを行った。また、アトリエ、軽作業、ボランティアの先生を招いての書道教室等を行いながら、体調管理に留意し、仲間との生活から社会性を養

い、地域との交流を深める活動を行った。

(2) 支援内容

① 健康管理と医療的ケアの充実並びに障害への配慮

- ・ 看護師による健康管理。健康状態の把握に努めた。

利用者の家族・主治医・訪問看護との連携を密にとり、障害の進行・疾病の予防に努めた。

- ・ 医療的ケアを看護師、職員が連携し適切に行った。

② 健康診断（年1回）

③ 国際医療相談（毎月）

- ・ インフルエンザ予防接種（年1回）

- ・ 歯科検診（年1回、川口歯科医師会により）

④ 必要に応じて通院支援、医療機関との連携

- ・ 静的弛緩誘導法を中心に、個々にあった健康プログラムを行い、生活に活かせる身体づくりを心掛けた。

⑤ 軽作業等の生産活動や創作的活動の機会の提供

- ・ 各自の体調や作業内容等に合わせ軽作業に取り組んだ。

- ・ 作業種は野菜栽培、手工芸、貝殻細工、アルバム作成を行った。

- ・ 作業の確立、商品の開発等、活動場面の構築に力を入れた。

- ・ 創作活動や余暇活動によって自己表現の喜びを支援した。また創作活動によって作られた作品が施設の外へ発信できるような環境を模索した。

- ・ 作業によって得た収益は、工賃として支払った。

⑥ 日常生活上の支援他

- ・ 残存機能を引き出し、自立を促す支援に努めた。

- ・ 仲間意識を高め、協調性を大切にした生活を支援した。

- ・ ウォーキング等をはじめ、利用者に沿ったプログラムを行った。

⑦ 文化的活動

- ・ 音楽を通して、楽しく自己表現し、社会性を養う取り組みを行った。

⑧ 趣味の日

- ・ 利用者が楽しめる取り組みとして、園芸、お茶会、菓子づくりなどを行った。

⑨ 外出活動

- ・ 半日ツアーを行い、利用者の方が食べたい物を食べたり、行きたい場所に行ったりする機会を設けた。

- ・ 季節を味わう外出、近隣の散歩や遠出を楽しんだ。

- ・ 他事業所と連携をとり、利用者の社会参加活動を進め、自立生活への知識と経験を養う機会とした。

(3) 日課

概ね下記の通りであるが、個別支援計画による日課を過ごした。

通 所 9 : 30 ~ 10 : 00

午前活動 10 : 00 ~ 12 : 00

昼食・休憩 12 : 00 ~ 13 : 30

午後活動 13：30～15：00  
降 所 15：00～15：30

(4) 各種サービス

① 送迎サービス

移動が困難な利用者に対して、通所の利便を図るために行った。

② 昼食サービス

栄養に配慮された食事提供に努めた。提供にあたり、本人の嗜好、食物形態、献立、食器等について本人、親御さんと話し合い、利用者にとって安全且つ健康に考慮された食事を提供した。

## 5. 運営管理

(1) 職員の員数 生活支援員8人、看護師2人

(2) 会議の開催

[会議の種類]	[開催数]	[内容]
① 管理者会議	月1回	事業所間の連絡、報告等の連携
② 職員会議	月1回	行事、班会議報告、個別支援等 医療的ケアの安全確認
③ 各係会議	随時	
④ スタッフ会議	毎日	日々の予定確認。情報の共有を図る
⑤ 経営会議	毎月	事業所間の連携、法人の発展を図る
⑥ 安全委員会	2か月に1回	喀痰吸引等の実施体制の整備を図る

(3) 職員研修

- ・職務を通しての指導、経験年数や役割に応じた新任、中堅、指導的職員研修への派遣を行った。
- ・専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣した。職員の意向も踏まえつつ、より計画的に研修への参加を促した。
- ・自己啓発研修への支援を行った。
- ・キャリアアップ確認表を活用し、職員のスキルアップを図った。
- ・虐待防止研修を行い、職員間での虐待防止への意識を高めた。

## 6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 家庭との連携

利用者ニーズの把握、家庭との相互理解、効果的な支援を行うため連絡帳による日々の連携、施設からの諸連絡、家族会と連携した諸行事、家族会の開催、個別面談によって連携を図った。

(2) 他の事業所と連携し、地域生活の充実を図った。

(3) 嘱託医 朝日橋ひだまりクリニック  
協力医院 埼玉協同病院

(4) ボランティア・実習生の受け入れ

- ・地域の方々を受け入れ、交流を深めた。

- ・ 大学生・専門学校学生を受け入れ、障がい者理解を進めた。
- ・ サマーボランティアの受け入れ、その他実習生を受け入れることによって、地域福祉事業所として社会貢献を行った。

(5) 広報

- ・ 広く一般の方達に、活動を広報することを通じ福祉理解を促す機会とした。
- ・ 年4回発行した。

(6) 地域貢献事業

- ・ 社会福祉協議会や新郷小学校、地域の自治会と連携を図りながら、地域の中で不足している資源を知り、協力する事で社会貢献を行った。

7. 安全管理

(1) 非常災害対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため定期的に避難、救出その他必要な訓練を行った。

管理者の指揮のもと、消火、連絡、救助等担当を決め、非常災害訓練を年2回実施した。

川口市からの防災マニュアルを参考にしながら、備蓄品を揃え災害時に備えた。

(2) 緊急時等の対応

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じた。

(3) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じた。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定
- ② 成年後見制度の利用支援

8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。

9. 資金計画

別紙決算書のとおり

## 社会福祉法人さくら草

# サポートさくら草 平成 30 年度事業報告

### 1. 事業の概要

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 移動支援事業
- (3) さいたま市障害児（者）生活サポート事業
- (4) 福祉有償運送事業
- (5) さいたま市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

### 2. 事業方針

どんな重い障がいがあっても同世代の人が享受する活動ができるよう社会参加を支援する。家庭介護者の病気、冠婚葬祭など緊急時に対応することによって安定したいつの生活が続けられるように支援した。

### 3. 事業目標

- (1) 重度心身障がい児・者の地域生活を障害福祉サービス事業、移動支援事業等を活用し、地域生活における緊急時対応や社会参加・自立生活支援など多様なニーズに対し総合的に支援を行った。
- (2) 障害者総合支援法のもと、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。
- (3) 職員の資質向上に努め、支援体制の充実に図った。

### 4. 事業内容 \*別紙2参照

- (1) 事業所の営業日・時間及びヘルパー派遣時間
  - ・営業日：月曜日から金曜日。ただし、12月30日から1月3日までと、8月13日から15日までと、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。
  - ・営業時間：午前10時から午後7時
  - ・ヘルパー派遣日：365日
  - ・ヘルパー派遣時間：24時間

#### (2) 事業

##### ① 障害福祉サービス事業

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行った。

また行動援護事業によって、知的障害による認知の偏りや危険等の判断の弱さから、行動上著しい困難を示す者に対し適切な支援を行った。

##### ② 移動支援事業

1人ひとりの利用者に対し人としての尊厳を守り、外出時における移動及び移動時の介護を行なった。

③ 福祉有償運送事業

利用者が移動する際に十分に対応できるよう、当該利用者のニーズに応じて、福祉有償運送を適切に行なった。

(2) 通常事業の実施地域

- ・さいたま市

(3) 緊急時の対応

サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じた。

(4) 苦情解決

提供したサービスに関する利用者からの苦情は、苦情解決体制を整え、解決に向けて適切な措置を講じた。

## 5. 運営管理

(1) 職員の種類・員数

事務職員3人、介護職員5人、その他の従事者50人

(2) 会議の開催

- ・職員会議 毎週
  - ・安全委員会 隔月
  - ・ヘルパー会議 年3回
  - ・経営会議 毎月 事業所間の連携、法人の発展を図る
- (3) 職員研修
- ・採用時研修：採用後3ヶ月以内
  - ・継続研修：年2回以上
  - ・安全運転研修：隨時

## 6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 他の事業所と連携し、地域生活の充実を図った。

(2) 広報

- ・広く一般の方達に広報活動を通して福祉理解を促す機会とした。
- ・年4回発行した。

## 7. 安全管理

(1) 災害・緊急時の対策

利用者、職員の安全に配慮し運営に努めた。

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じた。

(2) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じた。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定
- ② 成年後見制度の利用支援

#### 8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。

#### 9. 資金計画

- ・別紙決算書のとおり

## 社会福祉法人さくら草

# サポートゆず 平成 30 年度事業報告

### 1. 事業の概要

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 移動支援事業
- (3) さいたま市障害児（者）生活サポート事業
- (4) 福祉有償運送事業
- (5) さいたま市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

### 2. 事業方針

どんな重い障がいがあっても同世代の人が享受する活動ができるよう社会参加を支援する。家庭介護者の病気、冠婚葬祭など緊急時に対応することによって安定したいつもの生活が続けられるように支援した。

### 3. 事業目標

- (1) 知的障がい児・者の地域生活を障害福祉サービス事業、移動支援事業等を活用し、地域生活における緊急時対応や社会参加・自立生活支援など多様なニーズに対し総合的に支援を行った。
- (2) 障害者総合支援法のもと、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。
- (3) 職員の資質向上に努め、支援体制の充実に努めた。

### 4. 事業内容 \*別紙2参照

#### (1) 事業所の営業日・時間及びヘルパー派遣時間

- ・営業日：月曜日から金曜日。ただし、12月30日から1月3日までと、8月13日から15日までと、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。
- ・営業時間：午前10時から午後7時
- ・ヘルパー派遣日：365日
- ・ヘルパー派遣時間：24時間

#### (2) 事業

##### ① 障害福祉サービス事業

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切に行った。

また行動援護事業によって、知的障害による認知の偏りや危険等の判断の弱さから、

行動上著しい困難を示す者に対し適切な支援を行った。

③ 移動支援事業

1人ひとりの利用者に対し人としての尊厳を守り、外出時における移動及び移動時の介護を行なった。

④ 福祉有償運送事業

利用者が移動する際に十分に対応できるよう、当該利用者のニーズに応じて、福祉有償運送を適切に行なった。

(2) 通常事業の実施地域

- ・さいたま市

(3) 緊急時の対応

サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡する等の措置を講じた。

(4) 苦情解決

提供したサービスに関する利用者からの苦情は、苦情解決体制を整え、解決に向けて適切な措置を講じた。

## 5. 運営管理

(1) 職員の種類・員数

事務職員 3人、介護職員 6人、その他の従事者 40人

(2) 会議の開催

- ・職員会議 毎週
- ・ヘルパー会議 年 3回
- ・経営会議 毎月 事業所間の連携、法人の発展を図る

(3) 職員研修

- ・採用時研修：採用後 3ヶ月以内
- ・継続研修：年 2回以上
- ・安全運転研修：隨時

## 6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 他の事業所と連携し、地域生活の充実を図った。

(2) 広報

- ・広く一般の方達に広報活動を通して福祉理解を促す機会とした。
- ・年 4回発行した。

## 7. 安全管理

(1) 災害・緊急時の対策

利用者、職員の安全に配慮し運営に努める。救命救急法等防災訓練を行った。

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じた。

(2) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を

講じるものとする。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定
- ② 成年後見制度の利用支援

#### 8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。

#### 9. 資金計画

- ・別紙決算書のとおり

## 社会福祉法人さくら草

# アシストさくら草 平成 30 年度事業報告

### 1. 事業の概要

- (1) 障害福祉サービス事業
- (2) 移動支援事業
- (3) さいたま市障害児（者）生活サポート事業
- (4) 福祉有償運送事業
- (5) さいたま市重度障害者入院時コミュニケーション支援事業

### 2. 事業方針

どんな重い障がいがあっても同世代の人が享受する活動ができるよう社会参加を支援した。家庭介護者の病気、冠婚葬祭など緊急時に対応することによって地域で安定したいつもの生活が続けられるように支援した。

### 3. 事業目標

- (1) デイセンターさくら草利用者が主たる支援対象であるが、幼児及び就学児の希望が増えてきた。その対象者に障害福祉サービス事業、移動支援事業等を活用し、緊急時対応や社会参加・自立生活支援など多様な地域生活ニーズを総合的に支援した。
- (2) 障害者総合支援法のもと、利用者・家族・関係機関と連携し、安全で質の高い福祉サービスの提供に努めた。
- (3) 職員の資質向上に努め、支援体制の充実に努めた。

### 4. 事業内容 \*別紙2参照

#### (1) 事業所の営業日・時間及びヘルパー派遣時間

- ・営業日：月曜日から金曜日。ただし、12月30日から1月3日までと、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律178号）に規定する休日を除く。
- ・営業時間：午前9時から午後6時
- ・ヘルパー派遣日：365日
- ・ヘルパー派遣時間：24時間

#### (2) 事業

##### ① 障害福祉サービス事業

利用者が居宅において日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排泄及び食事の介護、調理、洗濯及び掃除等の家事、生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる居宅介護あるいは重度訪問介護を適切に行った。

また行動援護事業によって、知的障害による認知の偏りや危険等の判断の弱さから、行動上著しい困難を示す者に対し適切な支援を行った。

##### ④ 移動支援事業

1人ひとりの利用者に対し人としての尊厳を守り、本人の意思を尊重しながら外出時における移動及び移動時の介護を行なった。

⑤ 福祉有償運送事業

利用者が車両での移動を希望した際に、安全に移動できるよう適切に福祉有償運送を行なった。

(2) 通常事業の実施地域

- ・さいたま市・川口市・志木市・宮代町

(3) 緊急時の対応

サービスの提供を行っているときに、利用者の病状に急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに医療機関へ連絡し受診する等の措置を講じた。

(4) 苦情解決

提供したサービスに関する利用者からの苦情は、苦情解決体制を整え、速やかに解決に解決できるよう適切な措置を講じた。

## 5. 運営管理

(1) 職員の種類・員数

事務職員 2人、介護職員 4人、その他の従事者 70人

(2) 会議の開催

- ・職員会議 毎月
  - ・安全委員会 隔月
  - ・ヘルパー会議 年 3回
  - ・管理者会議 毎月
  - ・経営会議 毎月 事業所間の連携、法人の発展を図る
- (3) 職員研修
- ・採用時研修：採用後 3ヶ月以内
  - ・継続研修：年 2回以上
  - ・安全運転研修：隨時

## 6. 地域生活及び関係機関との連携

(1) 他の事業所と連携し、利用者の地域生活の充実を図った。

(2) 広報

- ・広く一般の方達に広報活動を通して福祉理解を促す機会とした。
- ・年 4回発行した

## 7. 安全管理

(1) 災害・緊急時の対策

利用者、職員の安全に配慮し運営に努める。救命救急法等防災訓練を行なった。

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じた。

(2) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を

講じた。

- ① 虐待の防止に関する責任者の選定
- ② 成年後見制度の利用支援

#### 8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。

#### 9. 資金計画

- ・別紙決算書のとおり

## 社会福祉法人さくら草

# 南区障がい者生活支援センターあみへこ 平成 30 年度事業報告

### 1. 事業の概要

- 1) 南区障害者生活支援センター(全障害対応)運営業務
- 2) 指定特定相談事業  
　　計画相談支援(サービス利用支援、継続サービス利用支援)、基本相談支援
- 3) 指定一般相談事業  
　　地域相談支援(地域移行支援、地域定着支援)、基本相談支援
- 4) 指定障害児相談支援事業  
　　障害児相談支援(障害児支援利用援助、継続障害児支援利用援助)

平成 30 年度は、相談者実人数は 637 名、新規相談者数は 127 名に上った。

平成 24 年度、計画相談が始まった当初の相談者実人数は 249 名、新規相談者数は 44 名であったことから、それでおよそ 2.5 倍の方からの相談が寄せられたことになる。

計画相談利用者数は 400 名を超え、さいたま市における計画相談の推進にも貢献した。

南区の特性として、さいたま市でも最も人口・転入者数が多いことから、相談者数は今後も増加し続けることが見込まれる。1 人の相談員が 100 名以上を担当し続けている現状を踏まえ、相談支援の質・量を共に担保していくことが継続課題となっている。

今年度特徴的であったのは、児童の相談の増加である。計画相談中心のサービス利用に関する相談と、一般相談中心の世帯全体で支援を要す相談と、その相談内容は二極化している。特に一般相談では、学校に登校できず自宅で長期間引きこもっているケース、保護者にも障害があり結果的にネグレクトとなっているケース、きょうだいにも障害があり、世帯の中に複数の支援対象者がいるケースなど、サービスに繋がらない深刻な相談内容が中心となっている。

家庭訪問を通して本人・家族との関係づくりを行いながら、社会との繋がりを保ち、世帯が孤立しないよう支援に当たった。また、行政機関、教育機関、福祉関係機関等と連携を図り、サービス調整会議等を実施し足並みをそろえながら、丁寧に支援した。

相談者の所属別に見ると、「在宅」の方の割合が 29% にとどまり、「通所」の方が 38% に上ったことが特徴的であった。

その要因の一つとして、平成 29 年 10 月に相談支援事業所あんずと統合したことが挙げられる。法人内事業所への通所者等の計画相談を 100 名以上引き継いだことで、「通所」に該当する方の割合が大きく増加した。

デイセンターさくら草利用者の中には、2.30 年以上も通所を継続している方もおり、本人・家族の高齢化という大きな課題に直面している。家族も 80 歳を超え、身体機能や認知機能が低下する中で、本人が安心して安全に生活していくよう、世帯全体の支援に当た

った。時に本人の安否確認や受診同行などの直接的な介入も行いながら安全を確保し、家族の不安の受け止め丁寧に行い、信頼関係を構築した。また、法人内・外に捉われずさまざまな福祉関係機関、医療関係機関、行政機関と世帯全体を支えるネットワークを構築し、支援を展開していった。

## 2. 運営方針

- 1) 身体障害、知的障害、精神障害、難病、発達障害、高次脳機能障害など、障害の種別や程度に関わらず、支援を要する障害者が、権利の主体として安心して地域で暮らしていくよう支援した。
- 2) 相談及び支援の実施に当たっては、医療・福祉・就労・教育等の各関係機関と緊密な連携を保ち、支援体制の総合的な調整を行った。
- 3) 前項の方針を達成するため、サービス調整会議に参加し、総合的な調整を必要とする事例について関係者で検討を行い、具体的な支援計画の策定及び総合的なサービス調整等を行った。

## 3. 運営目標

- 1) 専門相談窓口として、障害者やその家族等、及び各関係機関からの相談に応じ、障害者が地域で安心して豊かに暮らしていくよう、支援を行った。
- 2) 障害者を権利の主体と認識し、その権利を尊重し、それぞれの障害に対する理解を深めて支援を行った。
- 3) サービス等利用計画の作成を行い、障害福祉サービス等が総合的かつ効果的に提供されるよう支援した。
- 4) 公益性に配慮し、多くの機関・支援者とつながりながら偏りのない支援を行った。
- 5) 以上1)～4)に努めつつ障害者を中心にして支援を行った。

## 4. 重点的な取り組み

### 1) 相談支援の質の向上

障害者生活支援センターには、サービスの利用には繋がっていない方からの幅広い内容の相談が寄せられている。

長期にわたるセルフネグレクトにより心身ともに健康状態に課題がある方、学校を卒業したのち一般就労したが人間関係がうまく行かず引きこもりになっている方、家族との関係に悩みが深く、入退院を繰り返している方、強度行動障害により集団への参加に困難のある方など、その背景はさまざまである。

家族以外に支援センターの訪問や面談だけが、唯一の社会との繋がりとなっている方もいる。既存のサービスに捉われることなく、丁寧な関わりや調整、世帯全体の支援を行いながら、少しでも笑顔が見られるよう粘り強くアプローチを行った。

これらの相談は、さまざまな行政機関や相談機関をたらい回された後に、最終的に支援センターにたどり着くことも少なくない。勇気を出して相談してきた方の話にしっかりと耳を傾け、常にニーズをキャッチ出来るアンテナを張ることを意識しながら対応に当たった。

南区サービス調整会議においても、支援課と定期的に協議を行い、地域で孤立している世帯に関し検討を行った。

具体的には、年2回「つながり支援」対象者の見直し・現状の共有・今後の支援の進め方について協議を行った。協議の内容をデータとして反映させ、支援課・支援センターで共有することで、本人・家族・支援機関等からの発信や申請手続きで来庁があったときに、ニーズが零れ落ちないよう工夫した。

センター内の取り組みとしては、平成30年度からは隔週で行っていたケース検討会議を毎週に増やし、相談支援専門員のスキルアップを図っている。事例検討を通し、課題の整理やアセスメント力の向上、具体的な支援方法の検討を行うとともに、相談員自身の気づきや支援を振り返る場となっている。

## 2) 南区の相談支援体制の充実・強化

相談支援連絡会では、今年度は南区における計画相談の現状と課題についての議論を重点的に行つた。

市内で人口・転入者数ともに最も多い南区においては、計画相談利用希望者も年々増加し続けており、相談の質と量の双方の確保が大きな課題となっている。

また、連絡会を通じて各相談支援事業所の現状や特性を踏まえ対応する事業所を決定していたことで、利用者の希望に基づいた相談支援事業所・セルフプランの選択が難しくなっていた。

これらの現状と課題を踏まえ、支援課を中心に、申請からサービスを利用するまでの流れを整理し、利用者が相談支援事業所を選択できるような取り組みを行つた。事業所一覧の作成と、利用者にとってわかりやすいセルフプランの記入例の検討を行い、11月よりそれらを運用している。

併せて、セルフプランの有効活用についても議論を重ね、セルフプランを選択した方が必要な支援から零れ落ちないよう、窓口で生活支援センターの案内してもらうなどの対応を協議した。

相談員の孤立の防止も大きな課題となっている。南区の相談支援事業所の多くは一人職場であつたり、他事業との兼務であつたりと、相談員が孤立しやすい環境にある。委託を受ける立場として、指定特定相談支援事業所からの相談に応じるとともに、個別ケースに対する助言や社会資源に関する情報提供等を行いながら、南区の相談支援体制を整えた。

年度末には、南区における地域づくりを担う人材育成に向けてグループスーパービジョンの検討を行い、次年度より実践していくこととなった。

年度後半には、コーディネーター連絡会議教育研修委員会と連動し、グループワークを実施した。事例を通じ、個人の課題から地域の課題として捉えるとともに、地域の課題の解決方法を検討することで、地域づくりの視点を得る体験を行つてはいる。

## 5. 事業内容 \*別紙3参照

- 1) 営業日及び時間 : 月曜日～金曜日 8:30～17:30 (祭日を除く)  
職員打ち合わせ : 月曜日～金曜日 8:30～8:40 (祭日を除く)  
相談受付日及び時間 : 月曜日～金曜日 9:00～17:00 (祭日を除く)  

\*必要に応じ、時間外の相談にも対応した。

ケース検討会議：毎週金曜午前 (祭日を除く)  
職員会議：毎月1回 9:00～
- 2) 活動内容
  - (1) それぞれの障害特性を踏まえた必要な支援を行った。
    - (1) 障害者やその家族等及び各関係機関からの日常生活に関する相談支援
    - (2) 障害福祉サービスやその他の社会資源等に関する、情報提供及び利用の援助
    - (3) 居場所・交流の場の提供(憩いの場、おもちゃや図書館)
    - (4) 個別支援計画の作成
    - (5) 入居及び居住に関する支援
    - (6) その他、障害者やその家族等の生活に必要な支援
  - (2) 障害者の状況に応じた柔軟な形態での支援を行った。
    - (1) 電話相談、来所相談、訪問相談、同行支援、直接支援等
    - (3) 障害者の権利擁護に関する支援を行った。
      - (1) 差別と虐待に関する相談支援、助言、指導、あっせん等
      - (2) 成年後見制度の利用に関する支援
    - (4) 適切な福祉サービス等が提供されるよう、サービス等利用計画を作成した。
    - (5) 地域移行支援及び地域定着支援は対象者がおらず、サービス提供には至らなかつた。
    - (6) 孤立の防止のためのイベントを実施した。
      - (1) 障害種別や手帳やサービスの利用の有無、年齢などに関わらず参加できるイベント(ランチ会)を企画・実施し、孤立の防止及び仲間作りの支援を行った。
    - (7) 職員の力量向上に取り組んだ。
      - (1) 面接・記録技術の向上
      - (2) 各種研修会への参加

## 6. 運営管理

- 1) 職員の員数  
管理者 1名、相談支援専門員 7名、精神保健福祉士 2名
- 2) 会議の開催

[会議の種類]	[開催数]	[内容]
(1) 職員会議	月 1 回	各種業務及び活動の検討、会議・研修報告等
(2) ケース検討会議	毎週 金曜午前	個別支援の協議
(3) 管理者会議	毎月	利用者連携事業所間情報交換
(4) 経営会議	毎月	事業所間の連携、法人の発展を図る
- 3) 職員研修
  - (1) 適宜、法人内・外の各種研修に参加した。

## 7. 地域生活及び関係機関との連携

- 1) 各関係機関との連携を行った。
  - ① 随時の各関係機関と緊密な連携及び、支援体制の総合的な調整
  - ② 定例サービス調整会議(毎月第4木曜・9:30-)への参加
  - ③ 個別サービス調整会議(必要に応じ随時)への参加
  - ④ 個別移行支援会議への参加への参加
- 2) 地域に障害者の理解と支援を広げ、潜在的なニーズを掘り起こした。
  - ① パンフレットや広報誌の作成、配布
  - ② ホームページの整備
  - ③ 地域の自治会、お祭り等への協力、社会を明るくする運動(浦和地区保護司会)への参加
  - ④ 講演活動(浦和特別支援学校「全校進路研修会(教員向け)」)
- 3) さいたま市コーディネーター連絡会に参加し、障害者およびその家族の、地域生活を送る上での制度上の課題を把握、検討した。
- 4) 障害者を中心に据えた、地域ネットワーク作りを進めた。
  - ① さいたま市コーディネーター連絡会議及び各委員会への参加
  - ② 地域移行・定着支援連絡会議への参加
  - ③ さいたま市精神障害者地域ネットワーク連絡会への参加
  - ④ さいたま市発達障害者支援連絡協議会への参加
  - ⑤ 埼玉県発達障害者福祉協会相談支援部会への参加
- 5) 高齢分野との連携を深め、高齢・障害者世帯の支援のためのネットワークづくりを行った。
  - ① さいたま市南区東部圏域地域支援会議への参加
  - ② さいたま市南区東部圏域高齢者生活支援推進会議への参加
- 6) 地域の相談支援事業者に対し、バックアップを行った。
  - ① 南区相談支援連絡会への参加(毎月第4木曜日、11:00~)
  - ② 相談支援事業所に対する助言、指導、技術的援助

## 8. 安全管理

- 1) 利用者、職員の安全に配慮した防災管理や防災設備を整えた。併せて各機関との連携を深め安全に配慮した運営に努めた。また防災対策委員会及び防災訓練を行った。
- 2) 連携機関名  
武藏浦和駅前交番 南区别所 7丁目 13番 5号 TEL 048-865-3196  
(2) さいたま市南消防署 埼玉県さいたま市南区根岸3-10-7 TEL 048-861-0119  
(3) 小原クリニック TEL 048-883-5860  
(4) 辻医院 TEL 048-862-3830  
(5) 保健所 TEL 048-840-2223

(6) ALSOK さいたまガードセンター TEL 048-647-1370

3) 虐待防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じた。

- (1) 虐待の防止に関する責任者の選定
- (2) 成年後見制度の利用支援

**9. 苦情解決**

- 1) 利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図った。
- 2) 苦情対応規程に準じて行った。

**10. 資金計画**

- ・別紙決算書のとおり

## 社会福祉法人さくら草

# さくら草グループホーム 平成 30 年度事業報告

### 1. 事業の概要

事業の種類	共同生活援助（介護サービス包括型）・短期入所
事業所名称	てんハウスぐりん
定 員	共同生活援助 10名（現員 10名） 短期入所 2名（契約者数 30名）
主たる対象者	身体障害者・知的障害者 (重度心身障害者 医療的ケアを要する含む)
事業の種類	共同生活援助（介護サービス包括型）
事業所名称	クローバーハウス
定 員	共同生活援助 4名（現員 4名）
主たる対象者	知的障害者・精神障害者（知的障害を主障害とする）

### 2. 事業方針

#### （共同生活援助）

指定共同生活援助の利用者が自立を目指し、地域において共同して日常生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居において相談、その他の日常生活上の援助を適切に行った。

#### （短期入所）

短期入所を利用する障害者（児）（以下、「利用者」という。）に対して、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって必要な保護を行った。

### 3. 事業目標

#### （共同生活援助・短期入所）

- (1) 常時介護等の支援が必要な重度心身障害者の方が、地域において安定した豊かな生活を営むため、食事・排泄等の介護や日常生活上の支援を提供した。
- (2) 医療的ケアを要する利用者への支援体制を整えるため、介護職員による痰の吸引等の研修機会を設けた。
- (3) ヒヤリハット報告を職員間で共有するなど危機管理に務め、怪我・事故が無いようにした。

### 4. 事業内容 \*別紙4参照

#### （1）活動方針

##### （共同生活援助）

利用者1人ひとりの意思及び人格を尊重し、個々人の地域生活ニーズを考慮した個別

支援計画のもと、豊かな生活を支援した。

重度の知的障がい者、心身障がい者に、安全な環境と障がい特性に配慮した質の高い支援提供によって健康の維持及び機能の維持に努めた。

(短期入所)

主に重度心身障害者を対象に、自立に向けた体験利用、家族介護休息、緊急等の利用であり、安心して過ごせるように共同生活や他人介護、生活リズムに慣れ親しむように支援した。

(2) 支援内容

(共同生活援助)

- ① 共同生活援助計画の作成
- ② 利用者に対する相談
- ③ 食事の提供
- ④ 健康管理・金銭管理の援助
- ⑤ 余暇活動の支援
- ⑥ 緊急時の対応
- ⑦ 日中活動の場等との連絡・調整
- ⑧ 財産管理等の日常生活に必要な援助
- ⑨ 夜間における支援
- ⑩ 体験的な利用
- ⑪ 前各号に掲げる便宜に付帯する便宜

(2) から (10) に付帯するその他必要な介護、支援、家事、相談、助言。

(短期入所 )

- ① 食事の提供
- ② 入浴または清拭
- ③ 日常生活上の介護
- ④ 機能訓練
- ⑤ 生活相談
- ⑥ 健康管理
- ⑦ その他日常生活上の世話

## 5. 運営管理

(共同生活援助・短期入所)

(1) 職員の員数 管理者 1 人、サービス管理責任者 1 人、世話人 4 人、生活支援員 16 人、看護師 2 人

(2) 会議の開催

[会議の種類]	[開催数]	[内容]
① 職員会議	月 1 回	個別支援、事業運営等
② 給食会議	月 1 回	献立、食物形態等
③ 安全委員会（職員会議）	随時	医療的ケアの安全を確認
④ 各係会議	随時	

### (3) 職員研修

- ・職務を通しての指導、経験年数や役割に応じた新任、中堅、指導的職員研修への派遣を行った。
- ・専門職としての研修や業務上必要な研修に随時派遣した。
- ・自己啓発研修への支援を行う。
- ・キャリアアップ確認表を活用し、職員のスキルアップを図った。

## 6. 地域生活及び関係機関との連携

(共同生活援助・短期入所)

### (1) 家庭及び他機関との連携

通所事業所と連絡帳等によって利用者の生活ニーズを把握した。

個別面談により地域生活の充実を図った。

家族会の開催(年4回)。

支援課、支援センター、相談支援事業所、事業所の機関、家族等との連携。

### (2) 協力医院 浦和民主診療所

### (3) ボランティア・実習生の受け入れ

地域の方々を受け入れ、交流を深めた。

### (4) 広報

- ・広く一般の方達に、活動を広報することを通じ福祉理解を促す機会とした。

- ・年4回発行した。

## 7. 安全管理

(共同生活援助・短期入所)

### (1) 非常災害対策

非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行った。

夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等速やかに対応できるよう、常時の連絡体制を確保するとともに、緊急時の連絡先や連絡方法を共同生活住居の見やすい場所に掲示するものとした。

### (2) 緊急時等の対応

利用者に病状の急変その他の緊急事態が生じたときは、速やかに掛かりつけ病院に連絡する等の救急対応の措置を講じるとともに、管理者に報告する。また事業所は次の措置を講じた。

- ・各利用者の掛かりつけ病院と連携し、緊急時に救急搬送できる体制を組んでいる。
- ・協力医療機関と連携し、緊急時対応に備えた。
- ・入居者の通所先施設と健康管理について共有するなど日頃から連携した。
- ・看護師に日頃から健康管理をしてもらい、緊急時には電話相談もしくは駆けつける体制を組んだ。
- ・夜間複数人体制及び必要があれば通所施設職員が緊急時に駆けつける体制を組んだ。

### (3) 虐待の防止のための措置に関する事項

利用者に対する虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るために、次の措置を講じた。

- ⑤ 虐待の防止に関する責任者の選定
- ⑥ 成年後見制度の利用支援
- ⑦ 苦情解決体制の整備
- ④ 従業者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

#### 8. 苦情解決

利用者やご家族、および市民等からの苦情申し入れに対しては、苦情受付担当者が誠実に対応し、解決を図るものとした。

#### 9. 資金計画

別紙決算書のとおり

## デイセンターさくら草

19. 03. 31

○定員 40 名

○職員配置

○利用者 46 名

正規職員 12 名

(男性 28 名 女性 18 名)

(施設長・サビ管・事務含む)

○年齢 最年少 19 歳

看護師 4 名

最年長 61 歳

合計 34 名

平均 31 歳

## ○障害程度区分

区分	人数	比率
6	40	87%
5	4	8.7%
4	2	4.3%
3	0	0

## ○出席率

契約者数に対して 84% 定員に対して 87%

## ○医療的ケア（日中の支援）

胃ろう滴下	5 名	胃ろう半固体	3 名	経管栄養（経鼻）	4 名
気管切開	3 名	酸素注入	1 名	痰吸引	12 名
人工呼吸器	1 名	バイパップ常時	1 名	バイパップ（必要時）	1 名
ストマ	1 名	導尿	4 名	浣腸	2 名

## ○給食 食数および食物形態

食形態	普通食	一口大	みじん	ミルサー	ペースト	合計
人 数	15 名	12 名	4 名	4 名	1 名	36 名
ふたば班	1 名	3 名	1 名	5 名	1 名	11 名
あんくじ班	13 名	10 名	2 名			25 名

※おかゆ、柔らかご飯含む

## 利用者の状況

### 【デイセンターさくら草】

#### ふたば班

21名 男性12名・女性9名

車いす利用者 16名（自走1名）

歩行可能な方 3名（移動時車イス利用者含む）

平均年齢 34歳

区分平均 6

#### あんくじ班

25名 男性16名・女性9名

車いす利用者 6名（自走2名・電動2名）

歩行可能な方 19名（移動時車イス利用者含む）

平均年齢 30歳

区分平均 5.7

#### 居住区

浦和区	6名	} さいたま市 87%
南 区	13名	
緑 区	11名	
桜 区	6名	
北 区	1名	
中央区	1名	
大宮区	1名	
見沼区	1名	
川口市	4名	
宮代市	1名	

蕨町 1名

川口市 8.7%

その他 4.3%

#### 送迎利用者

送迎利用 41名 (89.1%)・自主 2名 (4.3%)・他送迎利用（事業所・家族）(6.6%)

さいたま市：87% 川口：13%

キッズさくら草

定員 5名 登録者数 13名

1日利用者平均 4名

登録者数に対しての利用率 28.9%

**デイセンターアトム**

2019年3月31日

○定員 35名

○職員配置

○利用者 37名

正規職員 12名 正規看護師 1名

(男性 20名 女性 17名)

(サビ管、中途入退、産休者含む)

○年齢 最年少 19歳

非常勤看護師 1名 (中途入退含む)

最年長 58歳

栄養士 0名

平均 29歳

合計 48名

## ○障害程度区分

区分	人数	比率
6	31	83.8%
5	4	10.8%
4	2	5.4%
3	0	0%

○実績報告 延べ利用者数 7996人

○出席率 契約者数に対して 90% 定員に対して 93%

## ○医療的ケア

経管栄養(胃ろう)	2名		気管切開	1名
ストマ	1名		酸素吸入	1名

## ○給食 食数および食物形態

普通食	一口大	みじん	ミルサー	ペースト	合計
5名	24名	5名	3名	0名	37名

※おかゆ、柔らかご飯含む

## 【デイセンターアトム】

### アトム班

18名 男性11名・女性7名

車いす利用者 全9名（自走1名・電動1名）

歩行できる方 9名（移動時車イス利用者含む）

平均年齢 26歳

区分平均 5.6

### コスモス班

19名 男性9名・女性10名

車いす利用者 15名（自走0名・電動0名）

歩行できる方 4名（移動時車イス利用者含む）

平均年齢 31歳

区分平均 5.9

### 居住区

浦和区	8名
南区	9名
緑区	12名
桜区	2名
北区	0名
大宮区	0名
見沼区	0名
中央区	1名
岩槻区	1名
川口市	4名

さいたま市 89%  
川口市 11%

## デイセンタ－いぶき

2019.3.31現在

○定員	20名	○職員配置(サビ管、中途入退含む)
○利用者	13名	正規職員 5名
(男性	9名 女性 4名)	有期契約職員 3名
○年齢	最年少 19歳 最年長 49歳 平均 26.5歳	看護師 2名 (正職1名、有職1名) <u>合計 10名</u>

車いす利用者 10名 (自走0名・電動0名)

歩行できる方 3名

## ○障害支援区分

区分	人数	比率
6	12	92.3%
5	0	0%
4	0	0%
3	1	7.7%

## ○居住区 川口市 92.3% 吉川市 7.7%

川口市	12名
吉川市	1名

○出席率 67%(契約者数に対して) 45%(定員に対して)

## ○医療的ケア

経管栄養	4名	気管切開	2名
------	----	------	----

## ○給食 食数および食物形態

普通食	一口大	みじん	ミルサー	ペースト	合計
3名	2名	0名	0名	4名	9名

※おかゆ、柔らかご飯含む

\*別紙 2

\* サポートさくら草・サポートゆず・アシストさくら草 平成30年度 事業実績

サポートさくら草

事業	30年合計	月平均	事業別比率	前年比
居宅介護(身体)	1,782	149	5%	99%
行動援護	6,287	524	17%	122%
移動支援	24,699	2,058	67%	97%
生活サポート	3,844	320	10%	99%
合計	36,612	3,051	100%	101%

サポートゆず

事業	30年合計	月平均	事業別比率	前年比
居宅介護(身体)	2,468.0	205.7	6%	100%
行動援護	11,568.0	964.0	30%	105%
移動支援	20,571.0	1,714.3	53%	99%
生活サポート	3,962.5	330.2	10%	97%
合計	38,569.5	3,214.1	100%	101%

アシストさくら草

事業	30年合計	月平均	事業別比率	前年比
居宅介護(身体)	1,292	108	4%	131%
行動援護	5,318	443	18%	131%
移動支援	18,874	1,573	63%	86%
生活サポート	4,495	375	15%	111%
合計	29,979	2,391	100%	97%

\* 別紙3

## 南区障害者生活支援センター(あみ～ご)事業実施状況報告書(相談内容・平成30年度報告)

## 相談者数

	新規	継続	合計
18歳未満	35	41	76
18歳以上	92	469	561
合計	127	510	637

	身体	重心	知的	精神	発達	高次脳	難病	その他	合計
18歳未満	8	12	47	2	24	0	9		102
18歳以上	129	34	238	237	66	14	43		761
合計	137	46	285	239	90	14	52	0	863

## 相談者障害種別内訳(カッコ内には重複障害者の内数を再掲)

## 身体障害者手帳

	視覚障害		聴覚障害等		肢体不自由		内部障害		合計	
	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上	18歳未満	18歳以上
1級	( )	13 ( 4 )	( )	5 ( )	13 ( 11 )	53 ( 33 )	( )	9 ( 5 )	13 ( 11 )	80 ( 42 )
2級	( )	6 ( )	( )	1 ( 1 )	2 ( 1 )	36 ( 20 )	( )	1 ( 1 )	2 ( 1 )	44 ( 22 )
3級	( )	1 ( )	( )	1 ( 1 )	( )	15 ( 10 )	( )	1 ( 1 )	0 ( 0 )	18 ( 12 )
4級	( )	1 ( )	( )	( )	( )	5 ( 2 )	( )	3 ( 2 )	0 ( 0 )	9 ( 4 )
5級	( )	1 ( 1 )	( )	( )	( )	5 ( 1 )	( )	( )	0 ( 0 )	6 ( 2 )
6級	( )	( )	( )	1 ( 1 )	( )	( )	( )	( )	0 ( 0 )	1 ( 1 )
合計	0 ( 0 )	22 ( 5 )	0 ( 0 )	8 ( 3 )	15 ( 12 )	114 ( 66 )	0 ( 0 )	14 ( 9 )	15 ( 12 )	158 ( 83 )

## 療育手帳

	18歳未満	18歳以上	合計
Ⓐ	16 ( 12 )	97 ( 49 )	113 ( 61 )
A	7 ( )	71 ( 15 )	78 ( 15 )
B	6 ( )	50 ( 8 )	56 ( 8 )
C	15 ( 2 )	44 ( 14 )	59 ( 16 )
合計	44 ( 14 )	262 ( 86 )	306 ( 100 )

## 重症心身障害者

18歳未満	18歳以上	合計
12	34	46

## 手帳非所持

18歳未満	18歳以上	合計
28	48	76

## 発達障害者

18歳未満	18歳以上	合計
24	66	90

## 高次脳機能障害者

18歳未満	18歳以上	合計
0	14	14

## 難病患者等

18歳未満	18歳以上	合計
9	43	52

## 精神障害者保健福祉手帳

	18歳未満	18歳以上	合計
1級	( )	9 ( 7 )	9 ( 7 )
2級	1 ( 1 )	108 ( 19 )	109 ( 20 )
3級	1 ( 1 )	71 ( 5 )	72 ( 6 )
合計	2 ( 2 )	188 ( 31 )	190 ( 33 )

## 相談者年齢別内訳

	0～5歳	6～14歳	15～17歳	18～29歳	30～39歳	40～64歳	65歳以上	合計
男	12	21	12	112	63	144	9	373
女	9	11	11	75	45	106	7	264
合計	21	32	23	187	108	250	16	637

## 相談者状況内訳

	通園	通学	通所	入所	就労	在宅(デイ)	入院	その他	合計
合計	18	46	242	18	95	188	29	1	637

## \* 別紙3

## 南区障害者生活支援センター(あみ～ご) 事業実施状況報告書(支援内容・平成30年度報告)

## 支援方法内訳

	訪問			来所相談			同行			電話相談			電子メール		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
合計	92	1021	1113	48	483	531	13	234	247	246	2581	2827	34	70	104
合計	5	37	42	868	7215	8083	88	43	131	1	38	39	1395	11722	13117

※権利擁護支援員欄は支援員による支援を受けた場合に記入すること。

## 支援経路内訳

	障害者本人から			障害者家族から			他支援機関から			その他			今月合計		
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
合計	82	2852	2934	358	1536	1894	953	7302	8255	2	32	34	1395	11722	13117

## 支援内容内訳

	福祉サービスの利用に関する支援			障害や病状の理解に関する支援			健康・医療に関する支援			不安の解消・情緒安定に関する支援					
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
相談	856	6704	7560	59	713	772	36	618	654	2	233	235			
直接	10	144	154	2	40	42		56	56			0			
合計	866	6848	7714	61	753	814	36	674	710	2	233	235			
	保育・教育に関する支援			家族関係・人間関係に関する支援			家計・経済に関する支援			生活技術に関する支援					
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
相談	126	60	186	56	486	542	12	89	101	1	184	185			
直接	7	3	10		4	4		10	10		20	20			
合計	133	63	196	56	490	546	12	99	111	1	204	205			
	就労に関する支援			社会参加・余暇活動に関する支援			障害者虐待に関する支援			障害者差別に関する支援					
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
相談	12	413	425	20	158	178	22	41	63		2	2			
直接		17	17		35	35		1	1			0			
合計	12	430	442	20	193	213	22	42	64	0	2	2			
	その他の権利擁護に関する支援			入居・居住継続に関する支援			その他			合 計					
	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計	18歳未満	18歳以上	合計
相談	5	8	13		111	111	168	1542	1710	1375	11362	12737			
直接			0		20	20	1	10	11	20	360	380			
合計	5	8	13	0	131	131	169	1552	1721	1395	11722	13117			

## 南区障害者生活支援センターあみ～ご事業実施状況報告書(調整会議・平成30年度報告)

## 調整会議開催数

	18歳未満	18歳以上	合計
男	5	19	24
女	0	18	18
合計	5	37	42

## 調整会議対象者障害種別内訳(カッコ内には重複障害者の内数を再掲)

## 身体障害者手帳

	視覚障害		聴覚障害等		肢体不自由		内部障害		合計	
	18歳未満	18歳以上								
1級	( )	( )	( )	( )	( )	1	1	( )	( )	1 1
2級	( )	( )	( )	( )	( )	1	1	( )	( )	1 1
3級	( )	( )	( )	( )	( )	1	1	( )	( )	1 1
4級	( )	( )	( )	( )	( )	2	1	( )	( )	2 1
5級	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
6級	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )	( )
合計	( )	( )	( )	( )	( )	5	4	( )	( )	5 4

## 療育手帳

	18歳未満	18歳以上	合計
(A)	( )	4 2	4 2
A	5 ( )	9 ( )	14 ( )
B	( )	8 1	8 1
C	( )	( )	( )
合計	5 ( )	21 3	26 3

## 重症心身障害者

18歳未満	18歳以上	合計
	1	

## 手帳非所持

18歳未満	18歳以上	合計
	1	

## 発達障害者

18歳未満	18歳以上	合計
	7	

## 高次脳機能障害者

18歳未満	18歳以上	合計
	1	

## 精神障害者保健福祉手帳

	18歳未満	18歳以上	合計
1級	( )	2 2	2 2
2級	( )	5 1	5 1
3級	( )	4 ( )	4 ( )
合計	( )	11 ( )	11 3

## 難病患者等

18歳未満	18歳以上	合計

## 調整会議出席状況内訳

	生活支援センター	支援課	福祉課	保健センター	保健所
延回数	50	43	7		3

	こころの健康センター	社協	医療機関	療育機関	教育機関
延回数	5	9	10		13

	就労支援機関	在宅介護事業所	施設(作業所)	その他
延回数	3	11	13	65

延回数合計
232

\* 別紙4

\* 平成30年度さくら草グループホーム事業実施状況

短期入所・共同生活援助泊数集計

	てんハウ スぐりん	クロー バーハウ ス	共同生活援助 合計泊数	短期入所 泊数 てんハウスぐり ん	泊数計
年合計	<b>2350</b>	<b>661</b>	<b>3,011</b>	<b>285</b>	<b>3,296</b>
月平均	195.8	55.1	250.9	<b>23.8</b>	<b>274.7</b>
日平均	6.4	1.8	8.2	<b>0.8</b>	<b>9.0</b>
稼働率	64.4%	45.3%	58.9%	39.0%	56.4%
部屋数	10	4	14	2	16